

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊武山駐屯地  
第407会計隊長 大塚 健太郎

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件名等

| 件名           | 規格      | 単位 | 数量 | 備考 |
|--------------|---------|----|----|----|
| シャワーユニット交換役務 | 仕様書のとおり | ST | 1  |    |

(2) 履行期限 平成31年3月29日(金)

(3) 履行場所 陸上自衛隊武山駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の全省庁統一資格において「役務の提供等」の等級が「D」以上に格付けされ関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止等の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。(協力業者を含む)
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 武山駐屯地 第407会計隊 契約班  
東部方面会計隊ウェブサイト(<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/efaf/index.html>)

4 入札日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年2月20日(水)13時30分
- (2) 会 場 陸上自衛隊 武山駐屯地 第402教場(北1号隊舎4階)

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、落札金額の5/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合、落札金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償： 遅延部分1日につき、落札金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札。
- (2) 電報、電話、ファックス等による入札。
- (3) 郵便等による入札で、会計隊又は業務隊総務科に下記期限までに未着のもの。
- (4) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合。
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合。
- (6) 入札後契約締結するまでの間に、都道府県から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務等から排除するよう申請があり、当該状態が継続してしている者による入札。

7 落札決定方法

- (1) 総額による。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当該所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 1回の入札で落札決定できない場合は、直ちに再度入札を実施する場合がある。細部については、別示する。
- (5) 落札金額は、入札書に記載された金額に消費税額を加えた金額を落札金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

8 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊標準契約書」の様式により契約書を作成し、提出するものとする。  
尚、契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円以上の場合は契約書を作成する。

9 その他

- (1) 入札参加希望者は平成31年2月19日(火)10時00分までに下記の連絡先に一報すること。
- (2) 入札書には、「公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」を記入するものとする。
- (3) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (4) 第2項(3)に示す資格審査結果通知書(写)は、入札開始までに提出すること。
- (5) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (6) 本件入札においては郵便入札を可とする。  
初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。  
ア 日時：平成31年2月22日(金)13時30分  
イ 場所：神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地 第402教場(北1号隊舎4階)
- (7) 郵便入札により参加する場合は平成31年2月20日(水)11時00分までを期限とし、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して輸送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 本件事項に関する問い合わせ先  
連絡先：〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊 武山駐屯地  
第407会計隊 契約班 担当：村田 電話：046-856-1291(内線349)

# 仕 様 書

|              |       |           |
|--------------|-------|-----------|
| シャワーユニット交換役務 | 作成部隊  | 武山駐屯地業務隊  |
|              | 仕様書番号 | 第 21 号    |
|              | 作成年月日 | 平成31年2月4日 |

- 1 本仕様書は、既設シャワーユニット一式（給湯器を含む。）の撤去・運搬・処分及び新設シャワーユニット一式（給湯器を含む。）の組み立て・設置・機能点検について規定する。
- 2 契約業者は、本仕様書に規定するほか、本役務により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、産業物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））に基づいて適正に処分するものとする。
- 3 役務作業は、契約担当官の発注により実施し、役務完了後は、検査官の検査を受け役務完了調書を1部検査官に提出すること。
- 4 役務範囲は、既設シャワーユニット一式の撤去・運搬・処分及び新設シャワーユニット一式の組み立て・設置・機能点検とする。
- 5 役務完了期限は、平成31年3月29日とする。
- 6 役務実施上、不明な点及びその他の事項は、契約担当官及び検査官の指示を受けるものとする。

7 新設器材

| 品名         | 規格               | 単位 | 数量 | 内訳 | 備考     |
|------------|------------------|----|----|----|--------|
| シャワーユニット   | JSV0812LW7DK     | 台  | 2  | 新設 | 同等品以上可 |
| 換気         | IKKC5            | 台  | 2  | 新設 | 同等品以上可 |
| 給湯器        | CQ-2437WS-FFA LP | 台  | 1  | 新設 | 同等品以上可 |
| スライド管      | 120アジャスタチョウ      | 個  | 1  | 新設 | 同等品以上可 |
| エルボ管       | 120 90度エルボ       | 個  | 1  | 新設 | 同等品以上可 |
| 給排気トップ     | FFT-120-400      | 個  | 1  | 新設 | 同等品以上可 |
| ユニット外壁（3面） | SUS貼り部材          | 式  | 2  | 新設 | 同等品以上可 |

8 撤去・処分器材

| 品名          | 規格             | 単位 | 数量 | 内訳 | 備考       |
|-------------|----------------|----|----|----|----------|
| シャワーユニット等   | ユニットシャワー（2形）   | 台  | 2  | 既設 | 解体・撤去・処分 |
| 給湯器（付属器材含む） | GQ-2437-WS-FFA | 台  | 1  | 既設 | 撤去・処分    |

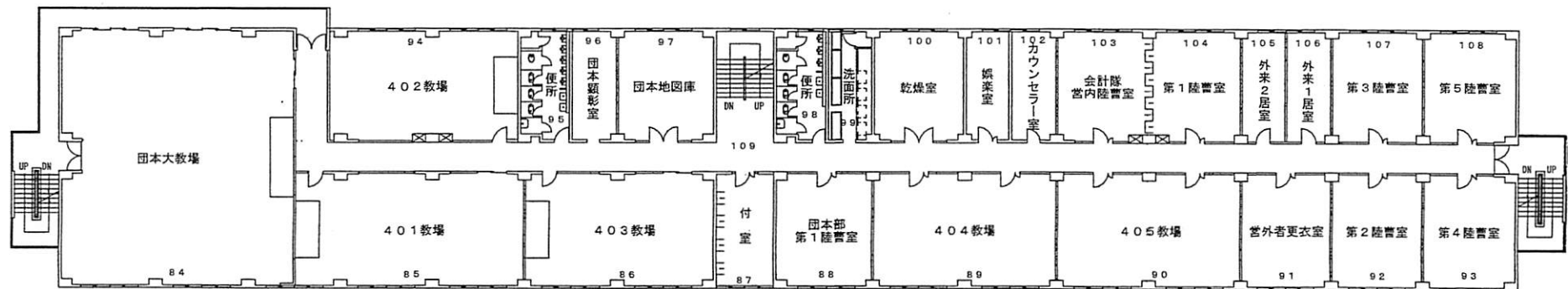
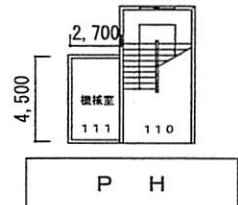
9 撤去・新設場所

陸上自衛隊武山駐屯地・北1号隊庁舎3階：洗面所内（北側中央付近）  
細部位置は、「別紙」による。

10 その他

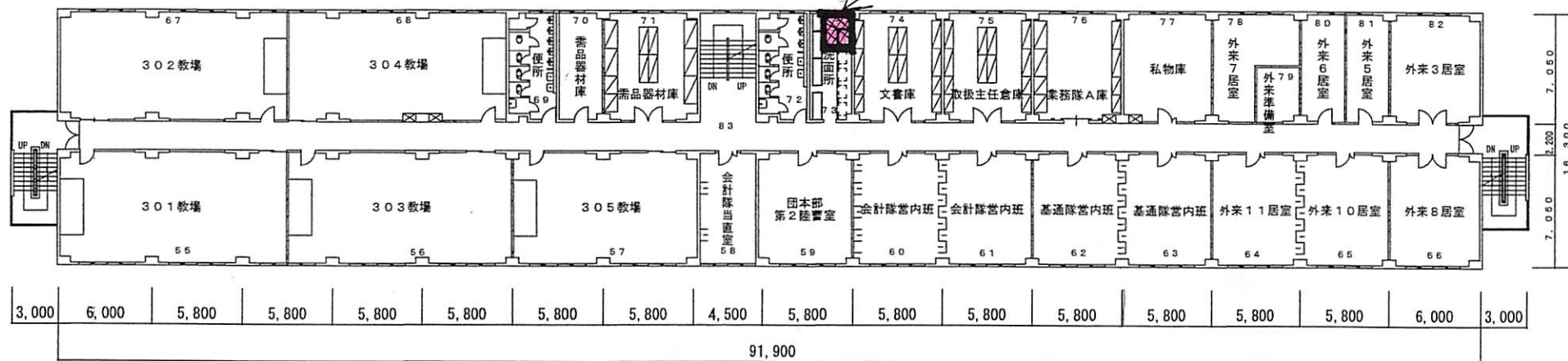
- (1) 実施者は、細心の注意を払い、良心的に役務を遂行するものとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当者等と協議するものとする。

|             |       |    |                     |          |    |       |          |              |        |
|-------------|-------|----|---------------------|----------|----|-------|----------|--------------|--------|
| 駐(分)屯<br>地名 | 武山駐屯地 | 図面 | 北1号隊庁舎平面図<br>(3・4階) | 建物<br>番号 | 01 | 縮尺    | 作成年月     | 図面番号<br>及び番号 | ④-11-2 |
|             |       |    |                     |          |    | 1/400 | H29.3.31 |              |        |



4階平面図

設置場所



3階平面図